



給食経営管理の概要

1 給食の意義と目的

(1) 特定給食施設の定義

給食とは、特定の集団を対象に食事を提供することおよび提供する食事をさし、特定給食施設とは、企業の社員、学校の児童・生徒、病院の入院患者、福祉施設の入所者などの「特定集団の多数人に対して継続的に食事を提供し、利用者の栄養管理を行う給食施設」をいう。

特定給食施設については、健康増進法第20条および健康増進法施行規則第5条において次のように規定されている。

健康増進法第20条

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう

ここでの「厚生労働省令で定める」とは、

健康増進法施行規則第5条

継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設とする

をさしている。

したがって、特定給食施設とは「特定かつ多数の者に対して継続的に栄養管理が必要なものとして1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設」と考えられる。

(2) 特定給食施設の栄養管理

特定給食施設の継続的な給食は、利用者の習慣的な栄養摂取に多大な影響を与えることから、健康増進法第21条では、管理栄養士配置の義務規定、管理栄養士・栄養士の配置努力規定により、特定給食施設での栄養管理の担い手について明記している。さらに、第3項において適切な栄養管理について規定しており、特定給食施設の健全な運営規範を提示している。

■ 管理栄養士配置の義務

管理栄養士配置の義務規定については、健康増進法第21条の1項で規定しており、

厚生労働省令（健康増進法施行規則第7条）により都道府県知事が指定する基準を提示している。

健康増進法第21条

特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

健康増進法施行規則第7条

法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

1. 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
2. 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの

■ 栄養士・管理栄養士の配置

栄養士・管理栄養士の配置努力規定については、健康増進法第21条の第2項で示しており、厚生労働省令（健康増進法施行規則第8条）により、管理栄養士配置努力の施設規模を提示している。

健康増進法第21条の第2項

2. 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

健康増進法施行規則第8条

法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない。

■ 栄養管理の基準

適切な栄養管理については、健康増進法第21条の第3項で特定給食施設の設置者に「適切な栄養管理」を義務づけ、厚生労働省令（健康増進法施行規則第9条）で「栄養管理の基準」を示している。

健康増進法第21条の第3項

3. 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

健康増進法施行規則第9条

法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

1. 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
2. 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
3. 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。